

令和 2 年第 5 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 5 月 2 5 日（火）午後 1 時 3 0 分から 2 時 4 5 分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（12人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	野町 亜理
会長職務代理者	3 番	大久保暢夫
	4 番	千光士伊勢男
	5 番	西岡 大作
	6 番	栗山 浩和
	7 番	福本 隆憲
	10番	有澤 節子
	11番	西岡 秀輝
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄
	14番	竹内 忠吉

4. 欠席農業委員（2人）

8 番	渡辺 禎宏
9 番	山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員（6人）

安芸町	川島 一義
土居	森澤 和義
井ノ口	小松 昌平
畑山	小松 光正
穴内	長野 榮徳
赤野	大野 實

6. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項届出について
議案第 2 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 3 号	農地法第 4 条第 1 項許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条第 1 項許可申請について
報告第 5 号	認定電気通信事業者の行う中継施設の設置について
報告第 6 号	使用貸借終了返還通知について
議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

議案第 8 号 令和 2 年度農業者年金加入推進活動計画決定について

議案第 9 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農業委員会が定める別段の面積決定について

議案第 10 号 非農地証明願について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	長野 顕文
事務局農地係長	岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数 14 人、出席者数 12 人であります。欠席委員は、8 番渡辺禎宏委員、9 番山内芳幸委員で、所用のため欠席との連絡がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

5 月 11 日に、安芸市農業振興地域整備促進協議会が開催され、内川会長が出席しております。

5 月 19 日に、安芸市農業再生協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に西岡大作委員及び福本隆憲委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書 1 ページになります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項届出についてですが、今回は 2 件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号 1 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の 16 筆で、面積は全部で 2,836.61㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はござい

ません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり畑山乙、安芸ノ川乙の62筆で、面積は全部で8,417㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長

ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長

質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請、申請番号1番から4番についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野）

議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は10ページです。今回は2件申請が提出されています。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり畑山乙の4筆で、地目は畑で、面積は全部で1,052㎡です。

売買による所有権移転の申請でユズが作付されております。所在地につきましては、11ページの左に地図がございます。

畑山公民館の東側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては5月14日に渡辺禎宏委員、小松茂雄委員、小松光正委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野甲の1筆で、地目は田で、面積は2,115㎡です。

売買による所有権移転の申請でナスを作付しております。所在地につきましては、11ページの右に地図がございます。

赤野のレストランやながれから太夫屋地集落に向かう市道沿いにある旧の八流地区のほ場整備区域内の農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては5月15日に野町重理委員、大野實委員、森澤和義委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は小松茂雄委員、申請番号2番は野町重理委員、お願いします。

1 3番小松委員 5月14日に岡田君と渡辺禎宏委員と小松光正委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2 番野町委員 5月15日に岡田君と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

4 番千光士委員 現地確認委員の人数が3人と2人、それぞれあるが何が違うのか。

事務局（長野） 現地確認については、農業委員と農地利用最適化推進委員のそれぞれ1名ずつで行います。ただし、非農地証明の確認については、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名で行います。この後の議案で出てきますが、たまたま畑山地区で非農地証明の確認がありまして、ついでに3人で農地法3条の案件も確認してもらいました。

（他に発言等なし）

議長 他になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田） 議案第3号の4条申請について説明いたします。今回は1件申請が提出されております。

議案書は12ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は59㎡となっています。転用の目的ですが、物置、資材置場、駐車場スペースとなっています。

場所は議案書の13ページに地図を掲載しています。場所は栃ノ木の橋を渡った栃ノ木東地集落の県道沿いにある土地です。現地の写真

もお配りしますので、ご確認ください。なお、現地確認は5月14日に渡辺禎宏委員、小松茂雄委員、小松光正委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたる判断しています。理由は、住宅、事業施設、公共施設が連坦した区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。現地写真を見てもらっても分かりますが、既に転用事業は終了しており、始末書が提出されております。申請理由については、相続をした時点で約65年ほど前に建築された物置があり、農地法の手続きを経ないまま駐車スペースとしても利用してきたものです。今回、正しい農地法手続きを行い、登記地目を現況に合わせたいというもので、他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、既設であるため費用は発生しません。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既設であり、転用事業は完了しています。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、物置、駐車スペース用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は県道を挟んで農地であります。農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。周囲のそれ以外の土地は宅地であります。排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、小松茂雄委員、お願いします。

13番小松委員 5月14日に岡田君と渡辺委員と小松光正委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長

それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長

別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田)

議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は3件申請が提出されております。

議案書は14ページをご覧ください。まず申請番号1番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、下山で、地目は田と畑、面積は全部で2,795㎡で、転用目的は生コンクリートの原材料置場の整備です。

場所については16ページに地図を掲載しています。場所は下山の国道55号線沿いの四国運輸(株)安芸支店の向かい側にある東部生コンさんの敷地に囲まれた農地となっております。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。現地確認につきましては5月13日に内川会長、黒岩榮之委員にいただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地(第2種農地)であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、高速道路工事や災害復旧工事などのために生コンクリートの受注量が増加していきまして、生産体制強化のために手狭な現在の敷地を拡張したいというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金資料を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、生コンクリート原材料置場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてはご説明します。当該申請地の周囲に農地はありません。排水を生じる施設の設置はなく、雨水については

自然浸透により処理する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野乙で、地目は田、面積は253㎡で、転用目的は自己住宅の建築です。

場所は17ページに地図を掲載しています。場所は赤野の西ノ岡集落にある市道沿いの農地となっております。現地確認については5月15日に野町亜理委員、大野實委員にさせていただいております。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたる判断しています。理由は、住宅、事業施設、公共施設が連坦した区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在は借家住まいですが手狭になってきたため妻の実家近くで土地を探していたところ、妻の祖父が当該申請地を貸してくれるとの話になり、将来的に妻の実家の農業を継ぎたいとの考えもあったことから当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側、西側、南側は市道及び祠のある雑種地と宅地であります。北側は貸人所有の農地であります。生活雑排水は下水道に接続して排水し、雨水は南側の市道側溝に排水する計画であります。これらのことから転用

事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号3番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野甲で、地目は田、面積は471㎡で、転用目的は自己住宅の建築です。

場所は18ページに地図を掲載しています。場所は赤野の吉野池の南にある農地となっております。現地確認については5月15日に野町亜理委員、大野實委員にさせていただいております。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地にあたる判断しています。理由は、特定土地改良事業等の施行地、10ha以上の集団農地であるためです。第1種農地は原則転用が許可できませんが、農地法施行規則第33条第1項第4号により集落接続に該当しますので、転用許可は可能となっております。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在は借家住まいですが手狭になり、夫が現在就農するための研修をしており、就農後に利便性が高いことなどから当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、土地は申請者の母からの譲ってもらいます。土地造成、家屋建築については申請者の自己資金及び申請者の義父の資金により行う計画であります。預貯金通帳を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行為されると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は私道及び農地であります。農地の所有者からは隣地同意書が提出さ

れています。西側も農地だが隣地同意書が提出されています。南側、北側は私道及び宅地、隣地同意書の提出された農地であります。生活雑排水は浄化槽で浄化した後に市道側溝に排水し、雨水は地中浸透及び市道側溝への排水により処理する計画であります。なお、赤野土地改良区からは当該転用計画について異議なしとの意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、平成20年2月14日確定の県営八流地区経営体育成基盤整備事業を実施しております。非農用地設定をされております。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号4番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野甲で、地目は畑、面積は70㎡で、転用目的は倉庫用地及び物干しスペースです。

場所は19ページに地図を掲載しています。場所は赤野の八流荘の手前の国道のカーブがある海沿いの新築の住宅が建っている周辺の農地となっております。現地確認については5月15日に野町亜理委員、大野實委員にさせていただいております。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、当該申請地の北側に居宅を建築しています。生活様式の変化にともない家財等を保管する倉庫が必要になり、また物干しスペース等も狭いため、現在の敷地を拡張してそれらのための用地としたいというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されてい

て、倉庫用地、物干しスペース用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の南側は農地ですが隣地同意書が提出されています。周囲のそれ以外の土地は宅地であります。排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号5番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、土居で、地目は田、面積は254㎡で、転用目的は自己住宅の建築です。

場所は20ページに地図を掲載しています。場所は土居溝ノ辺公園の北側で土居小学校の南にある農地となっております。現地確認については5月13日に福本隆憲委員、森澤和義委員にさせていただいております。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地に当たる判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内的の農地であるためです（約53%）。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在の住宅が道路用地として買収されることになり移転先として当該申請地を選んだというものです。また、南海トラフ地震による津波の影響が少ないと考えられることも選んだ理由です。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資資料等を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行的されると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地、西側は隣地同意書の提出された農地であります。南側は県道であり、北側は宅地であります。生活雑排水は浄化槽で浄化した後に北側水路に排水し、雨水は地中浸透により処理する計画であります。なお、栃ノ木堰土地改良区からは当該転用計画について異議なしとの意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は私がします。申請番号2番から4番は野町亜理委員、申請番号5番は福本隆憲委員、お願いします。

1 番内川委員 5月13日に長野君と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2 番野町委員 5月15日に岡田さんと大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7 番福本委員 5月13日に岡田君と福本隆憲委員と森澤和義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 はい、賛成多数です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第5号、認定電気通信事業者の行う中継施設の設置についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 報告第5号の説明をさせていただきます。議案書は21ページをご覧ください。携帯電話の無線基地局の設置するものでありまして、農地法の許可は必要ない案件ですが、転用の完了の報告がありましたので現地確認を行いました。

所在地の地図は22ページをご覧ください。申請地は栃ノ木の集落

を尾川川沿いに遡った尾川の右岸の農地となっております。現地の写真もお配りいたしますので、ご確認ください。

現地を確認した結果、転用が完了していました。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告第5号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、報告第6号、使用貸借終了農地返還通知について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第6号、使用貸借終了農地返還通知について説明いたします。議案書は23ページです。今回は1件出ております。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで下山の1筆です。地目は田で、面積は700㎡となっております。

当初は令和元年9月27日から令和11年9月26日まで10年間の利用権の設定がされておりましたが、別の農家が耕作とのことで双方合意による解約の通知が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第5号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

（休憩：14時15分～16分）

（内川議長退室、野町委員に議長交替）

議長（野町） 会議を再開いたします。

続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番について説明いたします。議案書は24ページになります。

まず、申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり下山の農地1筆で、地目は田で、面積は700㎡です。水稻を栽培しており、7年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米1俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、25ページ左に地図がございます。下山駅の南のJA自動車共済安芸サービスセンターの近くの農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、

事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長（野町） それでは、審議をお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（野町） 別になければ、採決いたします。議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（野町） はい、全員賛成です。よって、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番については原案どおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩：14時19分～20分）

（内川議長入室、議長交替）

議長 会議を再開いたします。

続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から3番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から3番について説明いたします。議案書は18ページになります。

まず、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は2,044㎡です。ナスを作付する予定をしており、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は全部で120,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25ページの右に地図がございます。伊尾木保育所の東の方にある伊尾木岡地区は場整備区域内の農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,032㎡です。ナスを作付する予定をしており、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、26ページに地図がございます。赤野の吉野池の西の方にある赤野地区は場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から3番については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から3番については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号、令和2年度農業者年金加入推進活動計画決定についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第8号、令和2年度農業者年金加入推進活動計画決定について説明いたします。議案書は27ページからになります。全体的に昨年度と同じような計画を予定しております。

1番目の今年度の加入目標は6人で、そのうち5人を20歳から39歳までの農業者の加入を目標としております。女性は2人を目標としております。

2番目の推進班につきましては、農業委員1人と農業委員会職員1人の計2人が推進班となります。

3番目の加入対象名簿につきましては19名登載しております。

4番目の加入推進強化月間につきましては、8月から10月までを設定しておりまして、5番目の計画どおり戸別訪問の実施を計画しております。

6番目の加入推進対策会議及び研修会の実施計画につきましては、まず本日の定例会で今年度の活動計画を承認いただきまして、11月の農業委員会定例会終了後に農業者年金制度の勉強会を開催したいと考えております。

7番目の加入対象者に対する説明会等の実施計画につきましては、11月に年金相談会、12月の青色申告会開催前後での制度説明を予定しております。

8番目の広報普及活動としまして、今年度も引き続き広報あき6月

号に現況届の提出依頼とともに加入PR文を掲載する予定です。

また、農業委員会窓口での推進チラシの設置や加入対象者に対してのパンフレット送付も予定しております。

農業者年金につきましては、加入者数を増加させることも大切なことだとは思っておりますが、農家の皆さんに広く制度を周知することが最も大切ですので、委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

2 番野町委員 加入推進する際に具体的にどれぐらい貰えるかの試算等を行えるようにタブレットを使うようにしたらどうでしょうか。

事務局（長野） 検討していきたいと思います。

（他に意見なし）

議長 他になければ採決をいたします。議案第8号、令和2年度農業者年金加入推進活動計画決定については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第8号、令和2年度農業者年金加入推進活動計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第9号、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める別段の面積決定についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第9号、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める別段の面積決定について説明いたします。議案書は28ページからになります。

農地法3条の下限面積は、各農業委員会で決定していますが、その面積が適正か毎年審査する必要がありますので、今回議案に上げております。その決定の仕方は、農地法施行規則で決められています。

議案書の一番下のほうに記載しております、農地法施行規則第17条第1項第3号に基づいて決定することになります。この施行規則の内容を簡単に説明しますと、安芸市の全農家戸数の内、設定された面積より少ない農家の戸数の割合がおおむね4割、つまり40%を下回らないことが条件となります。この面積を算出する根拠となるデータは、5年ごとに実施されます農林業センサスの数値となります。

最新の2015年の農林業センサスによりますと、安芸市の全農家戸数が1,005戸で、経営面積が40a未満の農家戸数が424戸なので、40a未満農家の割合は42.19%となり、おおむね40%を下回らない基準を満たします。ちなみに、経営面積が30a未満の農家戸数は318戸で、30a未満農家の割合は31.64%となり、おおむね40%を下回らない基準を満たしません。このため、安芸市農業委員会の定める農地法第3条第2項第5号に規定する別段

面積は、これまでどおり 40 a となります。

以上でございます。

議長

それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長

別になければ採決をいたします。議案第 9 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農業委員会が定める別段の面積決定については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第 9 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農業委員会が定める別段の面積決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 10 号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 議案第 10 号、非農地証明願について説明いたします。議案書は 29 ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は山林、面積は全部で 517㎡となっております。

所在地の地図は 30 ページに掲載しております。安芸の川沿いにある農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は約 30 年前に植林を行い、現在に至っております。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成 14 年の記録以降も宅地として評価されていることを確認しています。現地につきましては 5 月 13 日に渡辺禎宏委員、小松茂雄委員、小松光正委員に確認していただきました。なお、写真を見ていただいたら分かりますが、令和元年 10 月に災害復旧工事のため、木が伐採されておりますが、伐採前の写真で非農地であることが確認できております。

これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長

現地確認委員の報告を小松茂雄委員、お願いします。

13 番小松委員

3 月 13 日に岡田さんと渡辺禎宏委員と小松光正委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長

それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

別になければ、採決いたします。議案第 10 号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第 10 号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は6月26日の金曜日の午後1時30分より行いますので出席をお願いします。

今年の4月より農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、全件、現地確認をするように変更しましたが、8月より農地利用最適化推進委員さんに状況の報告を定例会において行うように変更したいと思いますのでよろしくお願いします。3月に募集しました新農業委員候補者につきましては来月6月開催予定の市議会において同意をもらうように手続きを行っております。

7月で任期が終了する各委員さんについては、引き継ぎ書の作成が必要となりますので、ご協力をお願いします。

4番千光士委員 種子法が改正されるが、勉強会をしなくていいのか。誰か県の担当を呼んで勉強会をしてもらったらどうか。

事務局（長野） 検討してみます。

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。